様式第１号別紙１

土岐市東京圏からの移住支援金交付申請に関する誓約事項

１　岐阜県及び土岐市から移住支援事業に関する報告及び立入調査について求められた場合には応じます。

２　以下のいずれかに該当する場合には、土岐市東京圏からの移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

1. 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
2. 移住支援金の申請日から３年未満に土岐市から転出した場合：全額
3. 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
4. 岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
5. 移住支援金の申請日から３年以上５年以内に土岐市から転出した場合：半額

３　世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

４　就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者とは３親等以内の親族に該当しません。（マッチングサイトに掲載された企業等へ就業の場合）

５　自らの意思で土岐市に移住しており、所属先企業等からの命令や資金提供による移住はしていません。（テレワーカーとして移住の場合）